平成２９年９月

# 平成３０年度予算編成方針

大牟田市長　　中 尾　昌 弘

## Ⅰ．経済情勢と国の予算編成の動向

日本経済の現状は、内閣府が公表した７月の月例経済報告によると、景気は、緩やかな回復基調が続いているとし、先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されると、基調判断を行っている。

こうした中、「経済財政運営と改革の基本方針2017」においては、誰もが活躍できる一億総活躍社会の実現に向け、「600兆円経済の実現」、「希望出生率1.8」、「介護離職ゼロ」という新三本の矢を引き続き一体的に推進し、働き方改革や人材への投資などを通じて成長と分配の好循環を創り上げていくこととしている。

また、平成３０年度の国の予算編成にあたっては、昨年度同様、「経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むとともに、意欲と熱意のある地方公共団体に対しては、「情報支援」、「人材支援」、「財政支援」の地方創生版・三本の矢で強力に支援するとされている。

## Ⅱ．本市の財政状況と今後の見通し

平成２８年度一般会計の決算では、実質収支が２５百万円の黒字となり７年連続の黒字決算となった。しかしながら、これは財政調整基金から７０百万円の取崩しを行った結果であり、実質的には平成２１年度以来となる財源不足となっている。また、単年度収支も大幅に悪化しており、この要因は、大雨等による災害関連経費の臨時的な支出に加え、市税や普通交付税などの経常的な一般財源収入が大幅に減少するとともに、経常経費である扶助費や物件費が増加したためである。財政の弾力性を示す経常収支比率についても、９９．２％と前年度より４．３ポイント悪化し、財政の硬直化が一層進んでいる。本市では、これまで人件費や公債費などの経常経費の削減に努めるとともに、使用料・手数料などの見直しによる歳入確保等を行ってきたものの、市税の減少や扶助費を始めとする社会保障費の増加などによって、こうした行財政改革による効果が薄れている。

また、平成２９年度の普通交付税及び臨時財政対策債の決定額について、当初予算と比べ３億円の減となっており、財政調整基金からの繰入金を当初予算で既に７億円計上していることから、市税などの動向次第では財源不足額が増加することも危惧される。

今後の見通しとしては、人口ビジョンで示しているとおり、人口減少が続いていくことは避けられない事実となっている。このため、歳入面では市税の伸びは期待できない一方で、歳出面でも子ども・子育て支援新制度の実施など社会保障の充実や障害福祉サービス給付費の増などによる扶助費の増加、高い高齢化率を反映して繰出金の増加傾向は続くものと見込まざるをえない。このほか、年々老朽化が進行している公共施設の維持改修及び更新に多額の財源が必要であるが、公共施設維持管理計画に掲げる予防保全工事についても計画通りに実施できていない状況であり、全ての施設を維持することは困難である。こうしたことから、施設の統廃合を進め施設の総量の縮減を早急に図っていく必要がある。

財政計画では、毎年度財源不足を見込んでおり、平成２９年度普通交付税等の大幅な予算割れもあることから、気を緩めることなく財政健全化の取り組みを推進する必要がある。一方で、このような中にあっても、本市の喫緊の課題である人口減少に歯止めをかける積極戦略に一刻も早く取組み、成果を出すことが必要である。

## Ⅲ．基本方針

平成３０年度予算編成では、引き続き財政健全化のための取り組みを継続しつつ、「第５次総合計画」に掲げる都市像の実現を目指し、まちづくり総合プランの推進、アクションプログラムについて確実に実施することとする。

特に、「次の１００年」に思いを馳せながら、子や孫といった次の世代が暮らす「次の１００年」においても本市が持続的なまちづくりが可能となるよう、未来へ向けた投資を確実に進めていく。併せて、シティプロモーション戦略に則り、我がまちへの愛着と誇りを醸成するとともに、本市のイメージと知名度を向上させ、次世代に選ばれるまちへとつくり変えていくものとする。

また、人口減少に歯止めをかけるためのまち・ひと・しごと創生総合戦略については、計画期間を折り返し、成果が問われ始める時期でもある。もちろん、地方創生の取組みは、必ずしも一朝一夕に大きな成果が出るものではないが、事業の再検証を行い、目的達成のために有効性のある事業展開を行う必要がある。

こうしたことから、施策目的実現に向けた事業の評価を時間をかけて行っており、行政評価の評価結果を踏まえ、アクションプログラムのローリングにおいて、限られた資源をいかに重点的に投下するかを検討する必要がある。

併せて、職員自らが主体的に事業の優先度を考え、徹底した無駄の排除を行うとともに、他部局との総合的な調整によって、施策と施策あるいは事業と事業を互いに連携させ、その効果を更に高め、子どもを産み育てたいと思ってもらえるような環境づくりと教育の充実、産業の多様化と雇用の場の確保に向けた取り組みなどを推し進めることとする。

これらを踏まえ、平成３０年度予算は次のように編成する。

記

１．「第５次総合計画」の確実な推進

本市が目指す都市像の実現のために、まちづくり総合プランに掲げる各施策及びアクションプログラムに掲げる各事業を確実に推進していく。本市の地方創生の推進の観点からも同様とする。

平成２８年度以降、アクションプログラムのローリング（見直し）作業を予算編成と同時進行で行うこととしており、限られた資源を有効に投下するため、行政評価による事業の有効性等に関する評価・検証結果を踏まえ、施策目的実現の観点から、より目的達成に寄与する事業への資源の重点投下あるいは構成事業の再構築を行うなど、スクラップ･アンド･ビルドを基本としながら、創意工夫を凝らした事業の組み立てを行うこと。

２．「大牟田市財政構造強化指針」の遵守

指針では、財源の確保や歳出構造の改革を中心とした基本的なルールを設定しており、このことを踏まえた上で予算要求を行うこと。

（１）自主財源の確保

自主財源を確保するためには、税源の涵養を図ることが重要であり、企業誘致と地域産業の振興策を積極的に展開するとともに、魅力あるまちづくりに向けた投資など、将来的に地域活性化につながる取り組みについてあらゆる面から検討すること。

使用料・手数料については、受益者負担の原則を踏まえ、事業の性質、受益の度合等を十分検討し、負担の適正化に努めることが必要である。「使用料・手数料見直しガイドライン」に基づき検証を行い、必要な場合は見直しを行うこと。

（２）経常経費の抑制

平成３０年度予算においては、経常収支比率が極めて高い状況であること、枠配分対象経費に限らず経常的な費用が増加していること、現時点で財政収支試算を行うと財政計画策定時点より財源不足額が増加する見込みであること、これらのことから事務事業経費について平成２９年度枠配分の１％減額による予算編成を実施する。各部局においては、限られた財源の効果的・効率的な活用を基本に、取り組むべき行政課題の緊急性・重要性を、ゼロベースの視点で検証したうえで事業の取捨選択を行うこと。また、普通交付税において、トップランナー方式による算定が進められていることから、算定に応じた歳出削減に取り組むべく検討を進めること。

なお、業務最適化計画に掲げる取り組みの実施に必要な経費については、別枠で設けることから、費用対効果を検証した上で計画に基づく確実な実施に向けた予算要求を行うこと。

（３）公共施設の適正な維持管理

公共施設の老朽化に伴う維持改修に要する費用の増大は、今後の行財政運営における喫緊かつ重要な問題である。公共施設維持管理計画の目標である、施設総量（延床面積）の２割縮減を視野に入れ、統廃合を含めた施設の今後の在り方について十分検討すること。その上で、維持改修に要する予算を別枠で設けるので、公共施設維持管理計画及び個別長寿命化計画に基づき、予防保全による長寿命化を図り、施設のライフサイクルコストの縮減に努めること。

（４）総人件費の抑制

限られた行政資源のもと、簡素で効率的な行政運営への取り組みを継続するとともに、平成２７年度に策定した「職員配置適正化方針２０１６」に掲げる年次計画を実施することと合わせ、事務事業の見直しを推進することにより人件費の適正化を図っていくこと。

（５）公債費の縮減

平成２８年度末で４６９億円に上る市債残高の抑制を図るため、原則として新規の市債発行額（過疎対策事業債・臨時財政対策債を除く）を当該年度の市債の元金償還額の３分の２以内とする。

なお、過疎対策事業債については、交付税措置が有利であるため積極的に活用を行っているが、３０％は市の負担であり、年々元利償還金が増加していることから、事業の必要性の検証や事業費の削減を図ることにより、計画的な活用を図ること。

（６）特別会計の健全化

国民健康保険会計や水道事業会計などの特別会計は、保険料や使用料で運営していくことが基本であり、これまで以上に独立採算を徹底すること。

また、年々増大する医療費等については、抑制するための方策を実施し、特別会計の健全化及び一般会計の負担軽減に努めること。

３．財源の確保

事業の構築にあたっては、国・県の補助のみに限らず、各種団体の助成金

の獲得など、財源確保に向けたあらゆる方策を最大限活用すること。その際、人員体制や補助廃止の際の事業継続性について十分留意すること。

なお、幅広い活用が可能な社会資本整備総合交付金については、各部・各課の所管にとらわれず、活用方策を検討すること。

また、地方創生推進交付金については、総合戦略に掲げる目標達成及び市の負担軽減のため、各部局において事業の財源として積極的に活用を図ること。

## ４．国等施策への対応

国・県の施策動向、諸制度の改廃状況等を的確に把握し、制度改正等が明らかになったものについては、可能な限り当初予算に反映させること。地方分権により県から権限委譲を受ける場合においては、実施手法について検討を行った上で予算要求を行うこと。

さらに、国の補正予算など有利な財源を活用する際には短期間での事業組み立てが必要になるため、即座に対応できるように日頃から検討を行っておくこと。